

支援受けられない危惧も



「在宅で介護を受ける人の介護の女性への訪問」の様子。「自立支援」は重要なが…。神奈川県内で（本文とは直接関係ありません）

主に二〇一八年度から実施される制度改革が盛り込まれた介護保険関連法改正案が十八日、衆院を通過した。一定以上の所得のある高齢者や現役世代の負担増に比べ注目度は低いものの、要介護者の「自立支援」「重度化防止」施策の推進が明確に打ち出されたのも特徴だ。状態改善を図るのは当然のことのようだが、介護費用抑制の目的も隠れており、本当にサービスが必要な人を介護保険から遠ざけてしまう、と危ぶむ声も出ている。（白鳥龍也）

埼玉県内で一人暮らしをする七十代の男性は、脳梗塞で右半身にまひが残り、要支援2の認定を受けてい

要支援2の認定を受けてい
る。地元自治体は、生活習
慣や運動の指導で、最終的

「自立」促す介護保険法改正案

透けて見える「費用抑制」

れるだけ。さらに自宅には、体に良い食べ物や行動目標が細かく書かれた表が張り出され、通所に加えて毎週の訪問リハビリも受けようつになつた。

そもそも、介護保険法は第一条で「自立した日常生活を営む」とができるよう「…」との目的をつたう。そこから「自立支援介護」の理念が誕生。全国には、徹底した生活管理を基本とするこの理念の実践で、入居者の「おむつゼロ」を目指す特別養護老人ホームも多い。

さらに、今回の法案では市町村の役割について、特別介護状態の軽減とともに

ら、家族介護から社会的介護への転換を宣言した介護保険法の本旨に反する。一時的に自立となつても、人間は必ずまた衰える。その際にサービスを利用していく霧雨気をつくり出すのは間違いだ」と指摘。鉄さんも「的確な介護支援があれば、保険サービス外の地域の力を活用するなどで、給付抑制と個人の尊厳の両立を図る」ことができるはずだ」と強調する。

に介護保険利用からの「卒業」を目指す「自立支援型ケアマネジメント」を掲げる。男性も退院後、ケアマネジャーの勧めでリハビリのため介護施設に毎週通い始めた。

たいし、行政はもう自分に構わないでほしい」と腹立たしかったという。国や埼玉県は、こうしたやり方を他の自治体に広めようとしている。これに疑問を感じ、男性から話を聞いた同県新座市のケアマネジャー・鉄宏さんは「行政や専門職が自立を押しつけてはならない。本人の生き方を尊重した支援が本来のわれわれの仕事だ」と感想を漏らす。

「成功報酬」の導入だ。東京都品川区、名古屋市といった自治体が、利用者の要介護度や心身の状態の改善に応じ、介護事業所に独自の奨励金や報酬加算を与えているのをまねた形だ。

を振り返り、「こんなに頑

介護給付費の「適正化」へ